

受託者選定における評価項目・配点一覧表及び評価要領

I. 評価項目・配点一覧表

	評価項目		配点	
①	事務所の能力	事務所の設計業務実績（様式4）	20	
②	担当チームの能力	管理技術者（様式7）	20	
		主任技術者（様式7）	計画・意匠	10
			構造	10
			電気	10
			機械	10
		業務実績（様式5・6）	管理技術者	20
主任技術者 （計画・意匠担当）	10			
③	業務実施方針 （様式2）	本業務への取り組み体制、設計チームの特徴	40	
		設計上の配慮事項	40	
④	課題に対する提案（様式3）		120	
⑤	取り組み意欲		120	
合計			430	

※ ①・②は事務局の評価項目、③・④・⑤は受託者選定委員の評価項目とする。

II. 評価要領

1. 目的

本要領は、（仮称）新潟市文書館整備基本・実施設計業務委託に係る特別簡易公募型プロポーザル実施要領に定めるもののほか、2次審査における最優秀者、優秀者を選考する事務に必要な事項について定めるものとする。なお、本選定においては技術提案説明会（ヒアリング）を行わないため1次審査は省略する。

2. 評価方法

- (1) （仮称）新潟市文書館整備基本・実施設計業務委託受託者選定委員会（以下「選定委員会」という）は、本要領に基づいて2次審査を行う。
- (2) 2次審査では、事務局が①「事務所の能力」及び②「担当チームの能力」について、各選定委員が③「業務実施方針」、④「課題に対する提案」及び⑤「取り組み意欲」について本評価要領に記す配点に基づき評価を行う。事務局と選定委員の評価点を合算し、評価点合計が最高の者を「最優秀者」、次点を「優秀者」として特定する。

評価項目	配点	1次審査	2次審査
①事務所の能力	20	省略	○（事務局）
②担当チームの能力	90		○（事務局）
③業務実施方針	80		○（選定委員）
④課題に対する提案	120		○（選定委員）
⑤取り組み意欲	120		○（選定委員）

- (3) 各提案者の評価点は、以下の式による。
$$(\text{各提案者の評価点}) = (\text{各選定委員の評価点の合計}) / (\text{選定委員の数}) + (\text{事務局の評価点})$$

3. 2次審査評価基準

(1) 事務所の能力（設計業務実績）【20点】

事務所として設計業務に携わった実績件数に応じて評価を行う。なお、ここでいう「設計業務実績」とは延面積 200 m²以上の用途の変更（建築基準法第87条第1項に規定する「建築物の用途を変更して第6条第1項第一号の特殊建築物のいずれかとする場合」に該当するものに限る。）にかかる実績とする。

評価点は、1件あたり5点とし、用途変更後の用途の類型（国土交通省告示第15号別添二）に応じ評価点に以下の係数を乗じ、合計点の小数第1位を四捨五入した値とする。

	第1類	第2類
係数	0.5	1.0

(例) 延面積が 200 m²以上の用途の変更で、変更後の用途が
ホテルが 2 件、幼保連携型認定こども園が 1 件、集会場が 1 件の場合

$$\begin{aligned} \text{(評価点)} &= \underbrace{(5 \times 0.5)}_{(1 \text{ 類}) \times 2 \text{ 件}} \times 2 + \underbrace{(5 \times 1.0)}_{(2 \text{ 類}) \times 1 \text{ 件}} \times 1 + \underbrace{(5 \times 0.5)}_{(1 \text{ 類}) \times 1 \text{ 件}} \times 1 \\ &= 5.0 + 5.0 + 2.5 \\ &= 12.5 \rightarrow 13 \\ &\quad \text{(四捨五入)} \end{aligned}$$

∴ 評価点数=13点

(2) (i) 担当チームの能力（各主任技術者の資格及び CPD に関するもの）【60 点】

評価点数＝評価基礎点×資格係数×資格取得後経過係数×CPD 取得単位係数

※評価点数は、小数第 1 位を四捨五入した値とする。

※評価基礎点は、管理技術者は 20、各主任技術者は 10 とする。

※資格係数は以下のとおりとする。

資格	建築（計画・意匠）		設備（電気・機械）	
	一級建築士	二級建築士	建築設備士	その他資格
資格係数	1	0.5	1	0.5

※資格取得後経過係数＝0.5＋資格取得後経過年／20／2

なお、係数が 1 以上の場合は 1 とする。

※CPD 取得単位係数＝0.5＋過去 3 年間の認定時間の合計／36／2

なお、係数が 1 以上の場合は 1 とする。

(例) 管理技術者、1 級建築士、資格取得後経過年 24 年、過去 3 年間の認定時間の合計が 18 時間の場合

$$\begin{aligned}
 \text{評価点数} &= \underset{\text{(評価基礎点)}}{20} \times \underset{\text{(資格係数)}}{1} \times \underset{\text{(資格取得後経過係数)}}{(0.5+24/20/2)} \times \underset{\text{(CPD 取得単位係数)}}{(0.5+18/36/2)} \\
 &= 20 \times 1 \times 1.1 \times 0.75 \\
 &\quad \downarrow \text{※}1.1 \geq 1.0 \text{ のため、} 1.0 \text{ とする。} \\
 &= 20 \times 1 \times 1.0 \times 0.75 \\
 &= 15.0 \rightarrow 15 \\
 &\quad \text{(四捨五入)}
 \end{aligned}$$

∴ 評価点数＝15 点

(ii) 担当チームの能力（管理・主任技術者の設計業務実績）【30 点】

管理技術者及び主任技術者（計画・意匠担当）として、その設計業務に携わった実績件数に応じて評価を行う。

なお、ここでいう「設計業務実績」や評価点の計算方法は、3.(1) 事務所の能力と同様とし、管理技術者の評価点は 1 件あたり 5 点、主任技術者（計画・意匠担当）の評価点は 1 件あたり 2.5 点とする。

(3) 業務実施方針（体制の特徴、設計上配慮）【80点】

「(仮称)新潟市文書館整備基本計画」及び本委託業務実施にあたり、業務への取組体制、設計チームの特徴を明示するとともに、特に重視する設計上配慮する事項、その他の業務実施上の配慮事項について、その的確性、実現性及び業務の理解度を評価する。

評価	良好	やや良好	普通	やや不十分	不十分
取組体制評価点	40	30	20	10	0
設計配慮評価点	40	30	20	10	0

(4) 課題（小学校の用途を変更し文書館とする上での配慮事項と工夫について）
【120点】

<内容>

本施設は旧太田小学校を改修し(仮称)新潟市文書館を整備するものである。建築物の用途を変更し文書館にすることから、設計にあっては関係法規を含め配慮が必要であり、また工夫によってコストの増大を抑えていくことが求められる。

設計にあたり配慮する事項とこれらに対する設計上の工夫(業務を進めるうえでの工夫や設計における解決策)を評価する。

<主な評価の視点>

用途の変更に関し配慮すべき事項に対する認識が的確であり、独創性があり、実現性にも配慮された解決策が提案されているか評価する。

評価	良好	やや良好	普通	やや不十分	不十分
的確性	40	30	20	10	0
独創性	40	30	20	10	0
実現性	40	30	20	10	0

(5) 取り組み意欲【120点】

提案書類の全体を通して、本設計業務への取り組み意欲を的確性、独創性、実現性を勘案して評価を行う。

評価	高い	やや高い	普通	やや低い	低い
評価点	120	90	60	30	0

4. 最優秀者、優秀者の選定

- ① 2次審査の結果、選定委員と事務局の評価点合計の最も高い者を最優秀者、次点の者を優秀者とする。
- ② 評価点合計1位の者が複数となった場合は委員の投票方式により順位付けを行う。評価点合計2位の者が複数となった場合も同様とする。